

浪江町帰還困難区域復興再生計画 概要

平成29年11月

基本的な考え方

○帰還困難区域全域の避難指示解除

○「特定復興再生拠点区域」は、住民の帰還と、人の交流・活動の活発化を実現することで、地域コミュニティや生業再生の先駆けの地と位置づける。国の認定を受けた上で、5年を目標に整備し、避難指示解除する。

○特定復興再生拠点区域として避難指示解除した区域は、行政サービス受益、税負担等について、すでに避難指示解除をしている浪江町の他地域と同等の扱いとする。

○特定復興再生拠点区域は、帰還困難区域の復興に向けた第1ステージと位置づけ、段階的な整備範囲拡大を目指す。

土地利用の方針

- 住民が居住することを目的とした整備
- 人の交流、活動が活発化するための整備
- 生業再開や創業を目指す方の状況に応じた整備
(特に農地は、営農再開や新規営農を目指す事業者の事業規模等が十分であることを確認した上で区域を決定)
- 震災前と同様の土地利用。ただし、震災後特有の課題等がある場合にはそれを踏まえた整備
- 浪江町全体としての復興を考え、すでに避難指示解除している場所と最大限連携できるように整備
- 現時点において放射線量が相対的に低く、5年後に比較的低い放射線量を確保できる土地

帰還困難区域の整備目標スケジュール

○第1ステージ 2018年(平成30)4月～2023年(平成35)3月

比較的放射線量が低く、町民の帰還や人の交流をはかりやすい場所を、国による認定を受けた上で、帰還困難区域復興の核となる「特定復興再生拠点区域」として整備し、避難指示を解除する。

○第2ステージ 2023年(平成35)4月～2028年(平成40)3月

第1ステージに整備した区域を核として、その周辺に範囲を拡大し順次整備。周辺地域の範囲は、5年後の状況を勘案しつつ、国、県等関係機関と調整の上決定する。

○第3ステージ 2028年(平成40)4月～2035年(平成47)3月

第2ステージの状況を踏まえつつ、帰還困難区域全域の復興に向けた作業の完成を目指す。

「特定復興再生拠点区域」のエリア

○特定復興再生拠点区域は、苅野(室原)、大堀、津島の各地区に設置し、当該拠点は避難指示解除する。

○基幹道路は拠点と位置づけ、避難指示解除する(道路の両脇20mを除染)。

○復興拠点における除染・解体は、避難指示解除された地域と同様の手法で実施する。

各地区の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」内容

●室原：高速道路、幹線道路を中心とした物流・防災の要

エリア：大字室原のうち家老地区を除いた区域（山林を対象から除く）

【居住促進ゾーン】

- ・住民の帰還を目的とした、電気、水、浄化槽等ライフラインの復旧

【交流ゾーン】

- ・公民館、消防屯所、伝統的な催事等を行う場所の整備

【物流・産業ゾーン】

- ・常磐自動車道、国道114号、県道34号、35号の結節点として、安全な通行を確保できる道路を整備。高速バス等の停留所、パークアンドライドのポイント等を整備。
- ・物流産業等の集積拠点として整備

【防災ゾーン】

- ・常磐自動車道、国道114号周辺に防災拠点（防災倉庫、ヘリポート）を整備

【農業再生ゾーン】（営農再開のご希望がある場合）

- ・隣接する地域と連携をはかり、農地の保全を実施しつつ、米、野菜等の試験栽培を実施する。また、高速道路周辺に景観作物等を栽培。
- ・営農再開や新規営農を目指す方々の意向を基礎としつつ、復興組合による面的管理や農業法人などによる大規模営農も視野にいれて、ゾーンの大きさは決定。

●大 堀：周辺地域との連携による農業再生エリア

エリア：大字末森（山林を対象から除く）

【居住促進ゾーン】

- ・住民の帰還を目的とした、電気、水、浄化槽等ライフラインの復旧

【交流ゾーン】

- ・公民館等、地域住民が交流できる場所の整備

【農業再生ゾーン】（営農再開のご希望がある場合）

- ・隣接する田尻地区等との連携をはかり、農地の保全を実施しつつ、米、野菜等の試験栽培に加え、畜産、園芸等の実施に向けたモデル事業を展開。
- ・営農再開や新規営農を目指す方々の意向を基礎としつつ、復興組合による面的管理や農業法人などによる大規模営農も視野にいれて、ゾーンの大きさは決定。

●津 島：新たなまちづくりと交流エリア整備

エリア：津島支所およびつしま活性化センターを中心とする区域

(山林を対象から除く) ※図面参照

【居住促進ゾーン】

- ・住民の帰還を目的とした、電気、水、浄化槽等ライフラインの復旧
- ・必要に応じた公営住宅の整備
- ・津島診療所、駐在所、津島支所、消防屯所、小中学校等の復旧・整備

【交流ゾーン】

- ・「つしま活性化センター」の活用強化(イベントの形成、短期間でも飲食店運営を行う事業者誘致を検討)
- ・地方暮らしをしたい方のための空き家整備について事業可能性検討 等

【農業再生ゾーン】(営農再開のご希望がある場合)

- ・農地の保全を実施しつつ、米、野菜等の試験栽培を実施する。
- ・営農再開や新規営農を目指す方々の意向を基礎としつつ、復興組合による面的管理や農業法人などによる大規模営農も視野にいれて、ゾーンの大きさは決定。

文化的な価値をもつ区域

大堀相馬焼の里の窯元及び「陶芸の杜おおぼり」は、面的な整備ではなく、文化的な価値をもつ地点として保全し、地元での伝統復活を長期的に目指す。町、大堀相馬焼組合等が施設等の管理をすることを前提に、除染と保全を行う。

・浪江町の観光地・名所として町内外に認知されていた場所や、メディア等を通じた情報発信により、様々な年齢層に対する風評被害の軽減につながることが見込まれる場所等、将来にわたって人の交流を促進することが期待される地点については、管理体制等が確立されているか十分に確認し、国、県等の関係機関と調整した上で、除染と保全を行う。

森林の取り扱い

里山再生モデル事業の結果・効果を検証し、横展開できるか判断する。

森林資源の産業活用について、里山モデル事業の中で具体的に研究する。津島松の保全、活用を念頭において研究を進める。